

## 意見書の要旨及び要望に対する市の考え方

尾張都市計画地区計画に係る都市計画の原案を令和2年10月5日から2週間、一般の縦覧に供したところ、一宮市地区計画等の案の作成手続きに関する条例第3条の規定により1通（1名）の意見書の提出があった。その意見書の要旨は次のとおりである。

### 【都市計画の名称】

尾張都市計画 一宮稲沢北 I C 西部地区計画

	意見書の要旨	市の考え方
1-1	地区計画にかかる用地の売買契約の時期・内容等と原案説明の時期に問題があり、地区計画の原案説明後に用地の売買契約をするべきである。	用地の売買契約の時期・内容等については、市が関与するものではありません。また、地区計画の原案説明については、都市計画法に基づき適正に実施しています。
1-2	この地区は将来的に、大規模住宅地域・大規模商業地域になりうる可能性を秘めているため、運輸地区一色で塗り固めることには反対である。	都市計画マスタープランの土地利用方針図にも示しているとおり、住宅地・商業業務地・産業拠点等、それぞれの地域特性、将来性を考慮のうえゾーン分けを行い、多拠点ネットワークの構築を目指しています。 本地区計画区域は、I C 周辺であり、産業拠点に位置付けられています。
1-3	原案に対して、次の案を提案したい。 3区画のうち一番南の1区画を公園とし、緑地3号を道路3号の北側に移動する。新たに地区計画区域中央付近に、南北方向に道路5号を計画する。	本地区計画の原案については、都市計画マスタープランの土地利用と整合しており、差し支えないものと考えています。頂いたご意見につきましては、本地区計画の申出者と協議いたします。